

【重要】必ずお読みください

令和7年度（2025年度）

神奈川県中小企業 省エネルギー設備導入費等補助金

申請の手引き

Ver. 1.0

令和7年6月

神奈川県脱炭素戦略本部室

- ◆ 本手引きは、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を補完するものです。
- ◆ 本手引きに記載のないものについては、交付要綱及び補助金の交付等に関する規則（以下「規則」という。）を参照、又は県脱炭素戦略本部室に確認してください。

◆補助金を交付申請される皆様へ◆

神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金（以下「補助金」という。）を交付申請される方は、交付要綱及び本手引きを十分に確認、理解していただいた上で、慎重かつ誠実に手続を行ってください。

申請の手引き

（目次）

◎ 令和6年度からの主な変更内容.....	1
I 補助金の概要.....	2
1 目的.....	2
2 補助事業.....	3
3 補助事業者.....	7
4 補助額及び上限額.....	7
5 補助対象経費.....	8
6 主な手続の流れ.....	10
II 交付申請等に係る主な手続.....	12
1 交付の申請.....	12
2 決定通知等.....	15
3 補助事業の実施.....	15
4 実績報告.....	15
5 補助金の額の確定及び支払い.....	19
6 導入効果報告書の提出.....	19
III その他の手続.....	21
1 変更交付申請.....	21
2 廃止承認申請.....	21
3 変更届出.....	21
4 申請の取下げ.....	21
IV その他留意事項.....	22
1 交付決定の取消し.....	22

2	財産処分の制限.....	22
3	補助事業の遂行状況の調査等.....	22
4	書類の整備等.....	22
V	申請書、主な添付書類等の記載例・注意事項.....	23
1	交付申請書（第1号様式）.....	23
2	事業計画書（第1号様式別紙1）.....	24
3	役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）.....	27
4	現況写真（記載例）.....	28
5	契約書又はこれに代わるもの（記載例）.....	29
6	経費の内訳書類（記載例）.....	32
7	仕様書、カタログ（例）.....	34
8	図面（記載例）.....	35
9	実績報告書（第10号様式）（記載例）.....	36
10	事業報告書（第10号様式別紙）（記載例）.....	37
11	実施状況が確認できる写真（記載例）.....	40
12	納品を証する書類（例）.....	41
13	工事完了を証する書類（例）.....	42
14	支出を証する書類（例）.....	43
◎	問合せ先.....	45

◎ 令和6年度からの主な変更内容

項 目	変 更 内 容
補助事業	これまで「省エネルギー対策に資する設備を導入する事業」を対象としていましたが、<u>「既存の設備の保守若しくは機能向上に係る事業」</u>を新たに追加しました（p3 参照）。
補助事業の着手	「工事等に着工した日<u>又は導入する設備が納品された日</u>」のいずれか早い日が着手日になりました。 ※交付決定前に着手された事業は補助対象となりません。

I 補助金の概要

1 目的

この補助金は、中小企業等*が省エネルギー設備の更新・保守等に係る経費の一部を補助することによって、中小企業等の脱炭素化を推進すること目的としています。

※「中小企業等」とは、次のいずれか該当する事業者のことを指します（交付要綱第2条第5号に規定）。

ア 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除いたもの

(ア) 同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を所有していること。

(イ) 大企業が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を所有していること。

(ウ) 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。

※ 個人事業者の場合は、青色申告を行っている者に限ります。

※ （参考）中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

イ 学校法人

ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

エ 医療法人

オ 社会福祉法人

カ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

キ アからカに掲げる者に準ずるものとして知事が適当と認める者

2 補助事業〔交付要綱第3条、別表2第1項〕

補助の対象となる事業は、中小企業等が、所有権を有し、事業の用に供する県内の建物（又は土地）において実施する、次の①及び②の表に掲げる事業となります。

建物：工場・事務所などを想定

土地：駐車場などを想定

① 既存設備の更新事業

番号	対 象 設 備
1	空気調和設備（法定耐用年数を経過していること。）
2	LED照明設備（誘導灯を含む。光源部のみの交換やLED照明設備からLED照明設備への交換は除く。）
3	ボイラー（燃料転換による更新を含む。）
4	給湯設備
5	コンプレッサー
6	変圧器（高圧引込整備工事等は除く。）
7	ガスコージェネレーションシステム（新たに導入する場合を含む。）
8	エネルギーマネジメントシステム（自動制御機能を備えているものに限る。新たに導入する場合を含む。）
9	令和3年度から令和7年度までに受診した省エネルギー診断により提案のあった上記以外の設備であって、知事が適当と認めるもの（交付要綱別表1において規定する自家消費型再生可能エネルギー発電設備を除く。）

② 既存設備の保守又は機能向上に係る事業*

番号	対 象 事 業
1	空気調和設備の薬液洗浄（オーバーホールを含む。）
2	空気調和設備の室外機の日射対策（遮熱塗料の塗装を含む。）
3	既存設備のインバータ化（センサーによる制御又は既存のLED照明設備への人感センサー若しくは調光制御設備の追加設置を含む。）
4	既存設備の配管の保温又は空気漏れ若しくは漏水の防止

※令和3年度から令和7年度までに受診した省エネルギー診断により提案を受けている必要があります。

また、次の（１）～（５）の要件を全て満たす必要があります。

【補助事業の要件】

- (1) 導入設備が、知事が別に定める基準等を満たしていること。
- (2) リース契約及び割賦販売契約に基づき設置する設備、及び複数の事業者で共有する設備でないこと。
- (3) 全て未使用品であること。
- (4) 補助事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量（以下「排出量」という）が年間３トン以上であること。
- (5) 補助金の交付申請の際、補助事業に着手していないこと（着手日とは、設置工事の着工又は導入設備の納品のいずれか早い日を指します。）。



詳しくは次のページをご覧ください。

重要！！

★ 「知事が別に定める基準等」について

☞ 知事が別に定める基準等は次のとおりとなりますので、導入設備はいずれかの基準を満たす必要があります。判断のフローは次のページをご覧ください。

- ① エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第149条第1項に基づく、いわゆるトップランナー制度において定められた省エネ基準達成率が100%以上の設備
- ② 経済産業省資源エネルギー庁所管「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型（令和6年度補正予算）」において補助対象設備として登録、公表されている設備

★ 「補助事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量が年間3トン以上」について

☞ 補助事業の実施により削減される排出量が年間3トン以上とは、補助事業実施前と実施後（見込み）の年間エネルギー使用量を比較して、二酸化炭素の排出量に換算した場合に、削減量が3t-CO₂以上となることです。

原則として、排出量削減効果算定シートを使用して算出してください（ガスコージェネレーションシステム及びエネルギーマネジメントシステムについては、任意の様式により排出量の削減効果を示してください。）。

また、「令和3年度から令和7年度までに受診した省エネルギー診断により提案のあった上記以外の設備であって、知事が適当と認めるもの」については、省エネルギー診断報告書により排出量の削減効果を示してください（省エネルギー診断報告書に記載されている製品（型番）等と異なるものを導入する場合は、任意の様式により排出量の削減効果を示してください。）。

例：「電力使用量が年間7,000kWh削減される場合」

$$7,000\text{kWh} \times 0.431 \text{（排出係数）} \div 1,000 \div 3.2 \text{t-CO}_2 \geq 3 \text{t-CO}_2$$

★ 「補助金の交付申請の際、補助事業に着手していないこと」について

☞ 補助事業は、補助金の交付決定後に着手（設置工事の着工又は導入設備の納品）するものとします。交付決定前に着手した場合は、補助金の対象となりませんのでご注意ください。

なお、着手していなければ、交付申請前であっても契約を締結することは可能です。交付申請時の契約の締結の有無によって添付書類が変わってきますので、詳しくは **p12～14** をご確認ください。

○ 「令和3年度から令和7年度までに受診した省エネルギー診断により提案のあった上記以外の設備であって、知事が適当と認めるもの」の導入について

- ・ この規定により設備を導入する場合、県又は県が指定した機関が実施する省エネルギー診断により設備の導入を提案される必要があります。
- ・ また、この規定により導入する設備が、トップランナー制度の対象となっている、又は「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型」の指定設備となっている場合、「知事が別に定める基準等」を満たしている必要がありますのでご注意ください。（p5～6 参照）
- ・ 県又は県が指定した機関が実施する省エネルギー診断は次のとおりとなりますが、この規定により設備を導入する場合、まずは事務局へご相談ください。

県が実施する省エネルギー診断

- ◆ 神奈川県 中小企業省エネルギー診断

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/syoueneshindan.html>

県が指定した機関が実施する省エネルギー診断

- ◆ （一財）省エネルギーセンター「省エネ最適化診断」

<https://www.shindan-net.jp/>

- ◆ 経済産業省 令和6年度補正予算「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費」（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）

<https://shoeneshindan.jp/>

※ 令和6年度以前の同種の事業を含みます。

○ 省エネルギー診断の受診について

交付申請までに省エネルギー診断を受診していない場合は、実績報告までに受診するように努めてください。また、省エネルギー診断で提案を受けた対策を実施するように努めてください。

省エネルギー診断は、工場や事務所のエネルギーの使用状況や設備の運転状況を調査し、効果的な省エネ対策を提案するものです。設備更新対策だけでなく、費用のかからない運用対策も提案されますので、これを機にぜひ受診していただき、工場等の省エネ対策に取り組んでください！

3 補助事業者〔交付要綱第3条、別表2第2項〕

補助金の交付対象となるのは、補助事業を実施する中小企業等で、以下の(1)～(10)の要件を全て満たす者です。

【補助事業者の要件】

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 当該年度内に、同一の設置場所において、同一の補助金の交付申請をしていないこと。
- (10) 当該年度内に、同一の補助事業において、県の他の補助金の交付申請をしていないこと。

4 補助額及び上限額〔交付要綱第4条、別表2第4項〕

補助額及び上限額は次のとおりで、いずれか低い額を交付します(千円未満切捨て)。

補助額	上限額
補助対象経費の3分の1	500万円 かながわ再エネ電力 利用認定事業者又は かながわ脱炭素チャ レンジャーは600万 円です。

【かながわ再エネ電力利用認定事業者の概要】

かながわ再エネ電力利用応援プロジェクトにおいて、再エネ電力を利用していることを県に報告し、かながわ再エネ電力利用事業者認定証の交付を受けた県内事業者等です。

詳しい内容については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7600/re100project.html>

【かながわ脱炭素チャレンジャーの概要】

①「2050年までの脱炭素化」を宣言するとともに、②「事業活動温暖化対策計画書」を提出し、県の認証を受けた中小企業等です。

詳しい内容については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/challenger.html>

【補助上限額の増額について】

本補助金の交付申請時に、「かながわ再エネ電力利用認定事業者」又は「かながわ脱炭素チャレンジャー」として、申請の有無に「有」と申し出た場合は、補助上限額が500万から600万円に増額されます。

<注意事項>

■ 本補助金の交付申請時に、申請の有無に「有」と申し出た場合

補助金の実績報告時までに認定（認証）を受けられなかった場合は、通常の補助上限額（500万円）により支給します。

なお、この場合、補助額の変更に係る書類等の提出は不要です。

■ 本補助金の交付申請時に、申請の有無に「無」と申し出た場合

補助金の交付決定時の補助上限額の増額は行いません。

また、交付決定以降に認定（認証）を取得したとしても、後追いで補助上限額の上乗せはできません。

5 補助対象経費〔交付要綱第4条、別表2第3項〕

補助の対象となる経費は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、次の経費となります。

区分	内 容
設計費	設備の設置に向けた設計に要する経費
設備費	設備の購入及び製造等に要する経費
工事費	設備の設置に要する経費

なお、次の経費は補助対象外となります。

排出量を削減する目的と関係がない機能等の追加に係る経費
予備又は将来用のものに要する経費
既存設備と使用用途が異なる設備の導入に係る経費
中古設備の導入に係る経費
土地の取得に係る経費
賃借料
建屋の新築、増改築等に係る経費
リース契約及び割賦販売契約に基づき設置する設備や複数の事業者で共有する設備に係る経費
撤去費、処分費
振込手数料等金銭の授受に要する経費
収入印紙代、各種保険料
本補助金の交付申請のための書類作成・送付に係る経費
内訳が不明瞭な経費
消費税及び地方消費税相当額

補助金の併用について〔交付要綱第4条〕

本補助金については、国や市町村の補助金との併用が可能です。

ただし、本補助金と国や市町村の補助金の交付要件等は異なりますので、各補助金の交付要件等もご確認ください。

また、本補助金と国等の補助金との合計額が補助対象経費を超えることはできませんのでご注意ください。

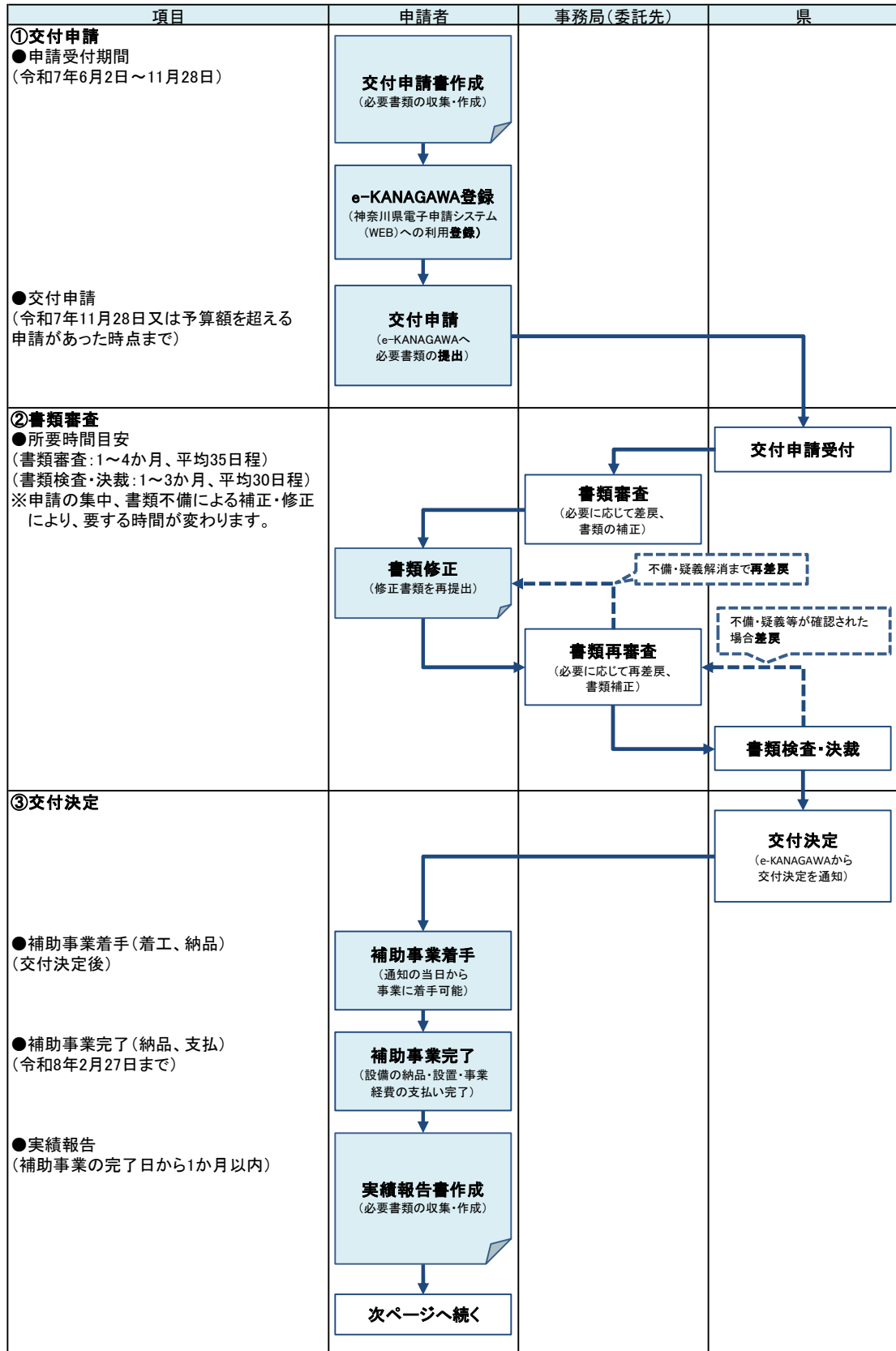
補助事業における利益等排除の考え方について〔交付要綱第5条〕

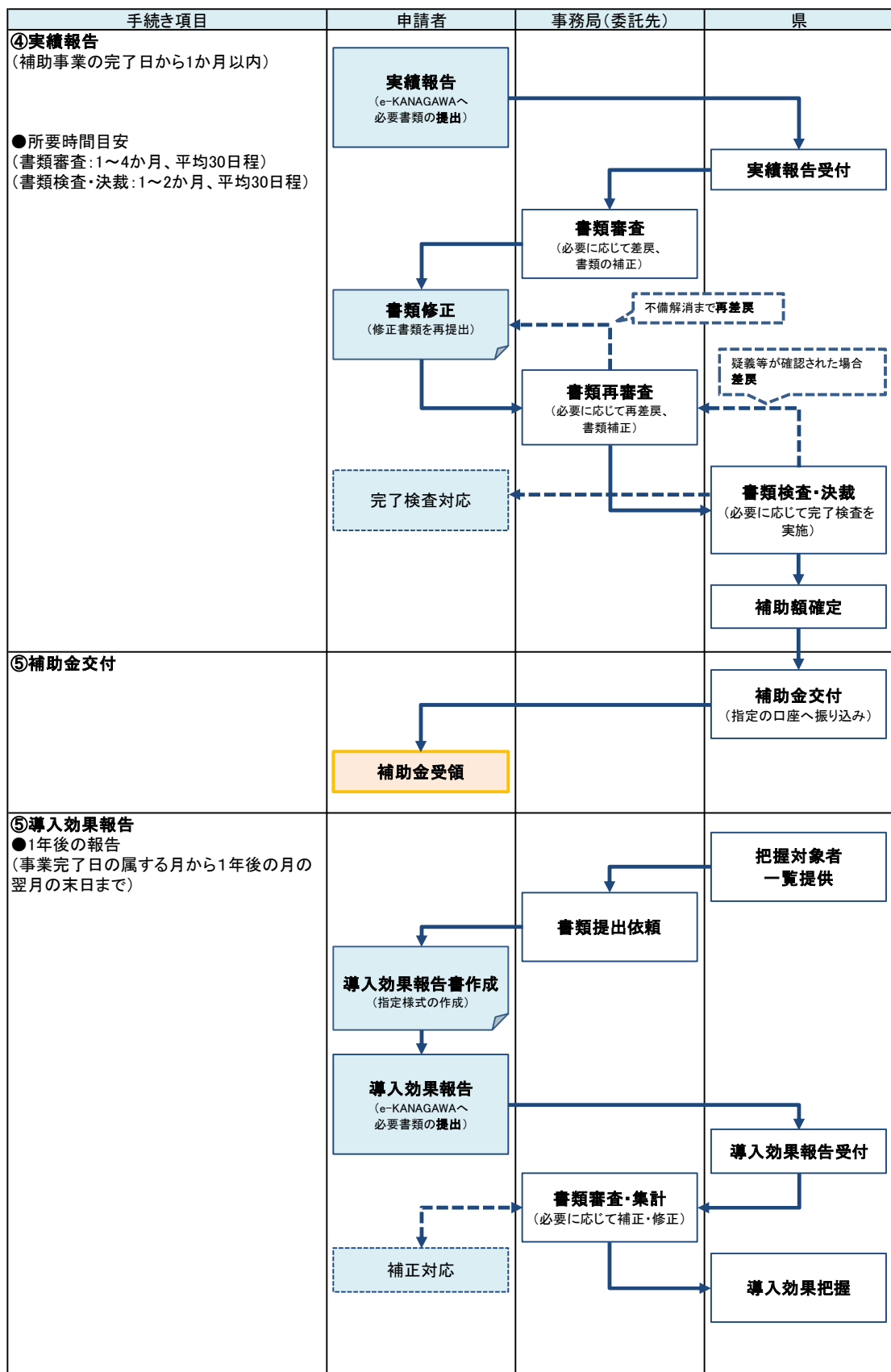
補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身等の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくありません。

このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価等※）をもって補助対象経費に計上してください。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

6 主な手続の流れ





Ⅱ 交付申請等に係る主な手続

1 交付の申請〔交付要綱第6条、別表2第6項〕

(1) 申請期間

令和7年6月2日（月）～11月28日（金）まで

☞ 交付申請期間に関わらず、令和7年度の予算額を超える申請があった時点で受付を終了します。

(2) 申請書類

次の書類を提出してください。

《注》提出書類の控えを必ず用意し、財産処分制限期間（交付要綱第17条）中、保存してください。

番号	書類の種類	事項
1	交付申請書（第1号様式）	・ 中小企業省エネルギー設備導入費等補助金ホームページにて提供中の令和7年度様式のもの
2	事業計画書（第1号様式別紙1）	・ 「1 交付申請書」のファイルに同梱されたもの
3	役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）	・ 「1 交付申請書」のファイルに同梱されたもの
4	現況写真	・ 「1 交付申請書」のファイルに同梱されたシートか、別紙として添付されたもの ・ 主要な施工箇所の概況が分かるもの ・ 「10 図面」と突合できる番号等が記載されたもの
5	申請チェックリスト	・ 「1 交付申請書」のファイルに同梱されたもの

6	(契約を既に締結している場合) 契約書又はこれに代わるもの	・ 契約日が明記されたもの ・ 申請者(発注者)及び施工者(請負者)の署名及び押印がされたもの ・ 印紙税法で定められた書面の場合、印紙が貼られ消印されたもの ・ 印紙税法に該当しない場合、その理由が分かるもの 代替書類: 注文書及び請書(両者揃って契約書に相当し、代替の場合は両者とも提出が必要です。) ※申請時に未提出の場合、実績報告にて提出が必要になります
7	経費の内訳書類	・ 補助対象設備の型番が明記されたもの。 ・ 設計費、設備費、工事費、その他の費用の内訳が確認できるもの。 ・ 補助対象経費と補助対象外経費の別が確認できるもの。
8	仕様書、カタログ	・ 導入前後の全設備の仕様書やカタログ等。 ・ トップランナー制度の基準を満たす導入設備の場合、達成していることが確認できるもの。 ・ 「9 排出量の削減効果の算定資料」における算定で用いた値(定格能力、消費電力、等々)が全て確認できるもの。
9	排出量の削減効果の算定資料	・ 対象設備(1)～(6)の補助対象設備は指定の様式(排出量削減効果算定シート)で算定されたもの。 ・ 対象設備(7)ガスコージェネレーションシステム及び対象設備(8)エネルギーマネジメントシステムは任意の様式により削減効果が算定されたもの。
10	図面(全体配置図、導入設備据付図等)	・ 導入前後の全設備の台数と位置が示されていること。 ・ 「4 現況写真」と突合できる番号等が記載され、撮影方向がすべて示されたもの。
11	(空気調和設備を導入する場合) 設置した年が分かる書類	・ 法定耐用年数が経過していることが確認できるもの。(型番シールや固定資産台帳など)

12	(法人の場合) 当該法人に係る 現在事項若しくは履歴事項証明 書又はこれに代わるもの	・発行日から3か月以内のもの。 ※法務局(又は出張所)等にて請求の上で取得して ください。
	(個人事業者の場合) 青色申告 者であることを証明する書類の 直近1年分	※税務署に提出した所得税確定申告書や所得税青 色申告決算書の控えの写しをご提出ください。
13	(交付申請前に省エネルギー診 断を受診している場合) 省エネ ルギー診断報告書	※原則は努力義務ですが、「対象設備(9)令和3年 度から令和7年度までに受診した省エネルギー診 断により提案のあった上記以外の設備であって、 知事が適当と認めるもの」又は「②既存設備の保守 又は機能向上に係る事業」を申請する場合は提出 が必要になります。

※ 必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

(3) 提出方法

電子申請システムによりご提出ください。

「(2) 申請書類 1～5、9」→エクセルファイルのまま添付

「(2) 申請書類 6～8、10～13」→PDF化して添付

《注意》

全ての書類が提出された日が収受日となります。受付は収受日の順となります。

【提出先（電子申請システム）】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/shouenesetubihojokin.html>

☞ 書類不足や記載内容の不備等については事務局からご連絡させていただきますので、速やかに対応ください。

《注意》

書類の再提出等のご対応が遅れて書類審査が長引いた場合、補助金交付決定が遅くなり、工事着手も遅れます。工事完了及び支払いは、令和8年2月27日までに完了している必要がありますのでご注意ください。

2 決定通知等〔交付要綱第7条、第8条、別表2第6項〕

交付申請書類を審査した結果、補助金の交付を決定した場合は、交付決定通知書（第2号様式）を電子申請システムにて通知します。

また、交付決定にあたっては、条件等を付す場合がありますが、付された条件等は順守していただく必要があります。

なお、補助金の不交付を決定した場合は、不交付決定通知書（第3号様式）を電子申請システムにて通知します。

3 補助事業の実施〔交付要綱第11条、別表2第11項〕

交付決定通知書が送付されたら、速やかに補助事業に着手（着工・納品）してください。

※ 交付決定前に補助事業に着手した場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

※ 補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合等は、速やかにご相談ください。

4 実績報告〔交付要綱第13条、別表2第13項〕

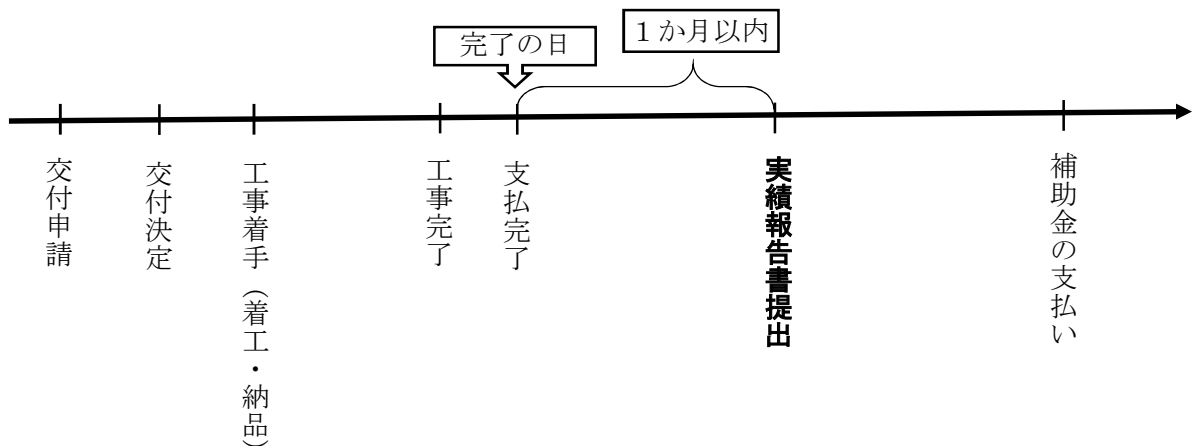
補助事業が完了したとき（工事完了かつ施工業者への支払い完了）は、提出期限までに次の書類を提出してください。

(1) 提出期限

補助事業の完了の日※から1か月以内

※ 「補助事業の完了の日」とは、「補助事業に係る工事の完了」及び「補助事業の実施に係る全ての代金の支払いを完了」のうち、いずれか遅い日ですが、遅くとも令和8年2月27日（金）までに完了している必要があります。

【工程例】



※ 施工業者への支払いは、原則金融機関による振込みでお願いします。なお、ネットバンキングによる振込みの場合、振込みが完了したことが分かる資料をご提出ください。(例：振込指定日が 10/10、ネットバンキングによる振込手続日が 10/8 の場合、10/8 に振込手続を行った際の画面印刷等ではなく、振込指定日の 10/10 以降に作成された書類をご提出ください。)

※ 手形や小切手による支払いの場合は、事前に県へご相談ください。この場合、振出日ではなく、施工業者が領収（資金化）した日が支払完了日となります。

(2) 提出書類

次の書類を提出してください。

《注》提出書類の控えを必ず用意し、財産処分制限期間（交付要綱第 17 条）中、保存してください。

番号	書類の種類	事項
1	実績報告書（第 10 号様式）	・ 中小企業省エネルギー設備導入費等補助金ホームページにて提供中の令和 7 年度様式のもの
2	事業報告書（第 10 号様式別紙）	・ 「1 実績報告」のファイルに同梱されたもの

3	実施状況が確認できる写真	・「1 実績報告」のファイルに同梱されたシートか、別紙として添付されたもの。 ・申請時と同アングルで撮影されたもの。 ・申請時の「10 図面」と突合できる番号等が記載されたもの。
4	チェックリスト	・「1 実績報告」のファイルに同梱されたもの
5	(申請時に契約が未締結の場合) 契約書又はこれに代わるもの	・契約日が明記されたもの ・申請者(発注者)及び施工者(請負者)の署名及び押印がされたもの ・印紙税法で定められた書面の場合、印紙が貼られ消印されたもの ・印紙税法に該当しない場合、その理由が分かるもの 代替書類: 注文書及び請書(両者揃って契約書に相当し、代替の場合は両者とも提出が必要です。)
6	(申請時に提出した経費の内訳書類と内容が異なる場合) 経費の内訳書類	・補助対象設備の型番が明記されたもの。 ・設計費、設備費、工事費、その他の費用の内訳が確認できるもの。 ・補助対象経費と補助対象外経費の別が確認できるもの。
7	(国等の補助金等の交付を受けた場合) 交付額が分かる書類	・併用した他の補助金の交付額が確認できるもの
8	納品を証する書類	・納品日が確認できるもの(納品日は交付決定日以降であること。交付決定前に納品があった場合は、補助金が交付されません。) ※納品書又は請求書のいずれかで経費の内訳が確認できる必要があります(下記の請求書にて後述)

9	工事完了を証する書類	・施工者の署名がされたもの ・申請者の工事（申請者名、工事件名等）と確認できるもの ・工事完了日が明記されたもの
10	支出を証する書類（請求書）	・施工者から申請者への請求金額が確認できるもの ・納品書又は請求書のいずれかで、下記の(1)～(3)の内訳・詳細が確認できること (1) 補助対象設備の型番 (2) 設計費、設備費、工事費、その他の費用の内訳 (3) 補助対象経費と補助対象外経費の別
11	支出を証する書類（領収書等）	・支払日（施工者の領収日）が確認できるもの ・支払い後に発行又は印刷されたもの（振込指定日を過ぎた振込明細等） ※支払い前の書面（振込指定日前に印刷された振込明細等）は不可となります。
12	通帳等の写し	・補助事業者名義の口座のもの ・下記(1)～(6)の必要事項が全て確認できるもの (1) 口座名義人（漢字表記） (2) 口座名義人（フリガナ、全て大文字） (3) 金融機関名 (4) 店名 (5) 預金の種類 (6) 口座番号
13	（補助事業者自身等からの調達がある場合）利益等の排除に関する書類	・交付要綱第 5 条に従って行われた利益等排除の詳細や金額が確認できるもの。
14	（交付申請後に省エネルギー診断を受診した場合）省エネルギー診断報告書	—

(3) 提出方法

電子申請システムによりご提出ください。

「(2)提出書類 1～3、5」→エクセルファイルのまま添付

「(2)提出書類 4、6～15」→PDF化して添付

※やむを得ず郵送をご希望される場合は事前にご相談ください。

《注意》

全ての書類（電子データ及び郵送の書類）が提出先に届いた日が收受日となります。受付は收受日の順となります。

(4) 提出先

【提出先（電子申請システム）】

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/shouenese_tubihojokin.html

- ☞ 書類不足や記載内容の不備等については事務局からご連絡させていただきますので、速やかに対応ください。
- ☞ 実績報告の内容審査の結果、必要に応じて、**県が現地調査（立入、調査、関係者への質問）を行うことがあります。**

5 補助金の額の確定及び支払い〔交付要綱第14条、別表2第16項〕

県は、実績報告書を審査し（必要に応じて現地調査を行い）、報告書の内容が交付決定の内容及び条件等に適合すると認められたときは、補助金の額の確定を行い、補助金を指定の口座に振り込みます。

なお、交付決定した金額と異なる場合のみその旨を通知しますが、交付決定した金額と変更がない場合は、特段の通知はしません。

6 導入効果報告書の提出〔交付要綱第21条、別表2第18項第1号〕

補助事業者は、事業が完了した月の翌月から1年間の実績（排出量の削減量等）について確認し、当該期間が終了する月の翌月の末日までに、導入効果報告書（第15号様式）を提出する必要があります。

補助事業の効果等を検証する大切なデータとなりますので、必ず提出してください。なお、補助事業の内容や効果については、公表することがあります。

【導入効果報告書の提出事例】

「令和7年11月15日に補助事業が完了した場合」

- ① 令和7年12月～令和8年11月までの毎月のエネルギー使用量等を確認し
導入効果報告書に記録
- ② 令和8年12月31日までに導入効果報告書を提出

Ⅲ その他の手続（変更、廃止等）

1 変更交付申請〔交付要綱第 9 条、別表 2 第 8 項〕

交付決定を受けた補助事業の内容を変更する見込みがある場合は、独自に判断せず、速やかに事務局へ報告の上、指示に従ってください。

事務局から変更交付申請書（第 4 号様式）の提出の指示があった場合は、速やかに変更内容が分かる書類を添えて提出し、承認を得てください。

《注》変更が適当であると承認した場合でも、交付決定した金額を増額することはできません。

《注》変更により、知事が別に定める基準等を満たさなくなったり、補助事業の実施により削減される排出量が年間 3 トン未満となったりした場合は、補助対象外となります。

2 廃止承認申請〔交付要綱第 9 条、別表 2 第 10 項〕

交付決定を受けた補助事業を廃止しようとする場合は、速やかに事務局へ報告の上、指示に従い、廃止承認申請書（第 7 号様式）を提出し、承認を得てください。

3 変更届出〔交付要綱第 19 条〕

次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は、速やかに文書により、変更内容が分かる書類を添えて提出してください。（任意様式可）

- (1) 個人事業者にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 法人その他の団体にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

4 申請の取下げ〔規則第 7 条、交付要綱第 10 条〕

交付決定通知書を受理した日から起算して 10 日を経過した日までは、申請の取下げをすることができます。交付決定を受けた補助事業を取り下げようとする場合は、速やかに事務局へ報告の上、指示に従ってください。

IV その他留意事項

1 交付決定の取消し〔規則第 15 条、要綱第 15 条〕

次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。

2 財産処分の制限〔規則第 17 条、交付要綱第 17 条、別表 2 第 17 項、第 18 項〕

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、善良な管理者の注意をもって管理し、以下の期間中、保管しなければなりません。

【財産処分制限期間】（知事の承認を受けないで処分してはいけない期間）

補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 10 年

（法定耐用年数が 10 年未満のものにあってはその期間）

また、やむを得ず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」という。）しようとする場合は、速やかに県へ報告の上、指示に従い、財産処分等承認申請書（第 12 号様式）を提出し、承認を得てください。

なお、県は、処分の承認に当たって、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付（返還）を請求する場合があります。その場合は、請求された金額を県に納付（返還）しなければなりません。

3 補助事業の遂行状況の調査等〔交付要綱第 12 条、第 17 条〕

補助事業実施中、又は補助事業実施後の財産処分制限期間内において、県は、必要に応じて、交付決定を受けた補助事業に関して報告を求め、補助事業者の事務所に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者への質問をすることがあります。

4 書類の整備等〔交付要綱第 18 条〕

補助事業者は、交付決定を受けた補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管し、財産処分制限期間が経過するまで保存しなければなりません。

V 申請書、主な添付書類等の記載例・注意事項

1 交付申請書（第1号様式）（記載例）

株式会社〇〇〇〇

別表2 第1号様式（第6条関係）

神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金交付申請書

申請日（提出日）2025年6月2日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒 123 - 4567

主たる事業所の所在地（個人の場合は確定申告等の住所）住所 神奈川県 横浜市中区日本大通1

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）株式会社〇〇〇〇

法人名称（個人の場合は事業所の名称）代表取締役 神奈川 太郎

神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

登記事項証明書（個人事業者の場合は確定申告書等）のとおり

1 補助事業の目的及び内容

事業計画書のとおり

2 補助事業の着手及び完了の予定期日

事業計画書のとおり

3 交付申請額（千円未満切捨て）

4,966,000 円

全て誓約の上 ☒ チェック

プルダウンから選択

4 利益等の排除について

補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社からの調達（工事等を含む。）の有無

無

※「有」の場合は、実績報告時に利益等の排除に関する書類を提出すること。

5 誓約事項

次の全ての事項について誓約します。 ※内容を確認の上、全てチェックすること。

☒ 誓約事項

☒ 要綱第3条第2項に定める要件を全て満たしています。

☒ 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

☒ 本補助事業の要綱、要領、手引等の内容を理解し、同意した上で申請します。また、要件を満たさないことが判明した時点で、交付の決定の全部又は一部が取り消されることもあり得ることを承知しています。

☒ 第三者が申請書等を作成又は県に申請書等を提出する行為が見られた場合、補助の対象とならないことを理解した上で、申請者自らが申請書等を作成し、県に提出します。

☒ 県内市町村が実施する事業者向け脱炭素支援施策の参考とするため、補助事業実施場所の市町村に、交付申請書等の記載内容を提供することに同意します。

☒ 申請者自身の脱炭素化の取組を促進するために、脱炭素化に関する相談事業を実施する（公財）神奈川産業振興センターに交付申請書等の記載内容を提供することに同意します。また、（公財）神奈川産業振興センターがフォローアップの必要性があると判断した場合は、助言を受けることに同意します。

2 事業計画書（第1号様式別紙1）（記載例）

別紙 1		株式会社〇〇〇〇	
事業計画書		黄色部分のみ入力してください。 ※白色の部分は入力不要です。 (自動計算や他シートのデータが反映されます。)	
1 申請者の概要			
事業者等の名称	株式会社〇〇〇〇		
代表者役職・氏名	代表取締役 神奈川 太郎		
所在地・住所	神奈川県 横浜市中区日本大通1		
業種（産業分類：中分類）	E 29 電気機械器具製造業		
資本金（株式会社等の場合）	30,000,000	円	
従業員数	200	人	
神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第2条第5号に規定する「中小企業等」に該当しますか。		該当します	
かながわ再エネ電力利用認定事業者への申請の有無	有	ブルダウンから選択 ※実績報告までに認定又は認証を受けることで、 補助額上限が500→600万円に変わります。	
かながわ脱炭素チャレンジャーへの申請の有無	無		
【申請する人のみ】かながわ脱炭素チャレンジャーの認証期間中は、毎年度の実績報告、認証内容変更時の届出等、所定の手続が必要です。		承知しました	
申請に係る担当者	部署名	製造部	
	氏名	〇〇〇	
	電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 (内線 〇〇〇〇)	
	メールアドレス	〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇.co.jp	
	申請に係る担当者は申請者の従業員等ですか。 (工事施工者の担当者などは認められません。)		はい
2 事業の概要			
補助事業実施場所	名称	株式会社〇〇〇〇 厚木工場	
	所在地	神奈川県 厚木市〇〇〇 〇一〇	
	申請者が所有権を有し、事業の用に供する土地又は建物ですか。 (賃貸物件などは認められません。)		はい
省エネ診断 受診年月日 (受診済の場合)		2024 年 6 月 30 日	
省エネ診断 実施機関 (受診済の場合)		神奈川県	
工事施工者（予定）		〇〇株式会社	
工事名		照明のLED化及び高効率空調機の導入	
事業着手予定年月日		2025 年 9 月 22 日	
事業完了予定年月日		2025 年 11 月 30 日	
事業に要する費用		着手(着工・納品): 交付決定後に着手する必要があります。 完了(完工・支払): 2026年2月27日までに完了させる必要があります。	
うち補助対象経費		14,900,000 円 (税抜)	
補助金交付申請額		4,966,000 円 (税抜)	

(次頁に続く)

3 補助事業による改善の概要と効果

No.	設備更新 又は 保守事業等	既存設備	更新後設備	削減効果
		型番及び台数	型番及び台数	排出量 (tCO ₂ /年)
1	設備更新 照明設備	蛍光灯40W：○○△△, 50台 水銀灯：○○◇◇, 20台	●●▲▲, 50台 ●●◆◆, 20台	7.0
2	設備更新 空調設備	□□△△, 10台	■▲▲▲, 10台	26.0
3	保守事業等 既存設備の配管の保温又は空気漏れ若しくは漏水の防止	エア漏れ対策：エアコンプレッサー11kW, ▽▽△△, 1台		5.8
4	保守事業等 選択してください	型番及び台数(保守事業は内容)を記載		
合計		プルダウンから選択		

※全ての型番を記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載の上、別途、既存設備の一覧表を添付してください。
 ※削減効果は、排出量の削減効果で算定します。
 ※削減効果（排出量）の合計が、3 t-CO₂/年以上である必要があります。

- 照明～変圧器
・排出量削減効果算定シートで算定した削減効果
- ガスコジェネ、EMS
・独自に算定した削減効果
- 診断提案設備・事業
・診断報告書で算定された削減効果

4 導入設備の法定耐用年数

☑	対象設備	設備の種類	細目	法定耐用年数	財産処分制限期間
☑	照明設備	建物附属設備	その他のもの	15 年	10 年
☑	空調設備	建物附属設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	13 年	10 年
□		選択してください		年	年

※「設備の種類」は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1～6の「種類」等の欄を、「細目」は同表「細目」欄を、「法定耐用年数」は同表「耐用年数」欄をそれぞれ参照して記載してください。
 ※保守事業等の場合は、記入不要です。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表の用語を用いて記載

(次頁に続く)

5 収支計画

株式会社〇〇〇〇

費目		事業に要する 費用（税抜）	左記のうち補助 対象経費（税抜）	対象外経費
大分類	内訳			
設計費(a)	設計費	100,000 円	100,000 円	円
設備費(b)	LED照明設備費、空調設備費	11,000,000 円	10,500,000 円	500,000 円
工事費(c)	LED照明工事費、空調設置費、エア漏れ修理	4,550,000 円	4,150,000 円	400,000 円
その他(d)	諸経費	150,000 円	150,000 円	円
撤去処分費(e)	蛍光灯・水銀灯処分費、室内機・室外機処分費	400,000 円		400,000 円
合 計 (A=a+b+c+d+e) (①)		16,200,000 円	14,900,000 円	1,300,000 円

■収支計画:経費の内訳書類(見積書等)に基づいて記載

●事業に要する経費:対象経費+対象外経費

●左記のうち補助対象経費:対象経費(事業に要する経費から対象外経費を除いた額)

●対象外経費:手引きP.9にある対象外経費、要件を満たさない対象外設備の設備費・工事費、等々

費目	金額
補助対象経費	14,900,000 円
補助金交付申請額 (かながわ再エネ電力 利用認定事業者 又は かながわ脱炭素 チャレンジャー : ○)	4,966,000 円

※金額は、全て税抜きで記入してください。

※費目の内訳がある場合は、内訳の内容が分かる資料を別途添付してください。

※「出精値引き」、「端数値引き」など、内訳が明確ではない値引きについては、全て対象経費から差し引いてください。

※補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社から調達(工事等を含む。)する場合は、利益等排除して算出してください。

※補助金交付申請額は、補助対象経費の1/3以内の額(1,000円未満切捨て)又は500万円(かながわ再エネ電力利用認定事業者又はかながわ脱炭素チャレンジャーの場合は600万円)のいずれか低い金額となります。

「①事業に要する費用(合計)」と収支が一致するよう予算額を記載

区分	予算額(税抜)	備考
自己資金	7,000,000 円	国や県内市町村(他の補助金)を受ける場合、 予定の補助額と補助金名称 を記載
借入金	3,234,000 円	
県補助金	4,966,000 円	補助金交付申請額
国補助金	円	補助金名称:
県内市町村補助金	1,000,000 円	補助金名称: 〇〇市省エネ設備補助金
合計(②)	16,200,000 円	①と一致

※国又は県内市町村の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち補助事業の経費に係る補助額を入力し、備考欄に当該補助金名称を入力するとともに、実績報告時に、交付額が分かる書類を添付してください。

3 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）（記載例）

別紙2

■ 注 意 点
法人名カナ:スペース等で区切らない
カナ:姓名間に半角スペース1つ
漢字:姓名間に全角スペース1つ

役員等氏名一覧表

株式会社〇〇〇〇

No.	役職名	名称・氏名カナ (姓・名間半角スペース)	名称・氏名漢字 (姓・名間全角スペース)	生	年	月	日	性別	住所 (数字は半角入力)
法人名		カガシカ イシヤマルマル	株式会社〇〇〇〇						神奈川県 横浜市中区日本大通1
1	代表取締役	カガワ タロウ	神奈川 太郎	S	53	01	01	M	神奈川県 横浜市中区日本大通1
2	取締役	カガワ ハナコ	神奈川 花子	S	52	02	01	F	神奈川県 横浜市中区日本大通1
3	取締役	ヨコハマ ミナト	横浜 湊	S	53	03	01	M	神奈川県 横浜市中区〇〇1 △△マンション101号室
4	監査役	カサキ タケミ	川崎 匠	S	54	04	01	M	神奈川県 川崎市川崎区〇〇1
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									

登記事項証明書に記載されている
役員全てを記載

プルダウンから選択

住まいの住所を記載

交付申請書:5_誓約事項にある通り、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、
記載された情報は神奈川県警察本部への照会に用いられます。
役職から住所まで全て明記してください。

4 現況写真（記載例）

株式会社〇〇〇〇

プルダウンから選択

現況写真

対象設備等

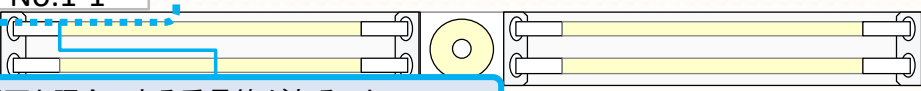
照明設備

※対象設備が複数ある場合や、現況写真の撮影箇所が複数あり、このシートのみでは足りない場合は、このシートをコピーしてください。

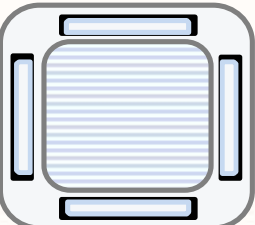
撮影場所等を記載

（撮影場所等： 事務室 ）

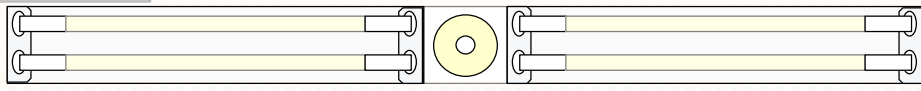
No.1-1



※図面と照合できる番号等があること

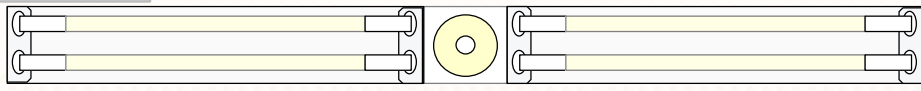


写真を添付



（撮影場所等： 事務室 ）

No.1-2



●注意点

- ・対象設備の設置予定場所の周囲2～3m程度の状況が分かるように、施工箇所の概況が分かる写真を撮影してください。
例：オフィス内の蛍光灯を全てLED照明に更新する場合
 - ・代表的な施工箇所（事務室や会議室、廊下、トイレ、等々）で、それぞれの照明の全体的な配置が分かる程度の写真を撮影
- ・撮影方向に関しては、画像内等に番号等を記載するとともに、図面にも同様に番号等を記載して、どの方向から撮影したのかが分かるようにしてください。

※用途に
※に
※し、

- 28 -

5 契約書の写し又はこれに代わるもの（記載例）

収入印紙 収入印紙 印紙税法上、印紙が必要な場合は、印紙を貼った上で消印		2025年6月1日 契約日を明記	
工事請負契約書（例）			
注 文 者 株式会社〇〇〇〇		申請者及び施工者を 注文者及び請負者として明記	
請 負 者 〇〇株式会社			
注文者〇〇〇〇株式会社と請負者株式会社〇〇設計とは、照明器具更新工事について、次の条項と添付の別紙明細書に基づいて、工事請負契約を締結する。			
内訳を別紙とする場合は、 何に基づくか明記			
1. 工事名称	照明器具更新工事		
2. 工事場所	〇〇市〇〇町〇〇番地		
3. 工期	着手	令和〇年〇月〇日	補助事業に係る金額が確認できること。 （補助事業に関わらない追加工事等を含む金額となっていないこと。手書き等の補足も不可。）
	完成	令和〇年〇月〇日	
	引渡	令和〇年〇月〇日	
4. 請負代金額	16,200,000 円 (消費税別途)		
5. 請求代金の支払い	完成引渡時	16,200,000 円	(消費税別途)
6. 支払方法	現金振込		
この契約の証として、本書を2通作成し、当事者が署名捺印のうえ、各1通を保有する。			
発注者	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		
請負者	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		
契約済みの場合は、 押印済みのものを提出 （案の場合は不要）			

「契約書」ではなく「発注書」と「注文請書」により契約文書を交わしている場合

2025年6月1日

発 注 書 （例）

〇〇株式会社 御中

下記の通りご注文申し上げます。

工事件名：	照明器具更新工事
工事場所：	〇〇市〇〇町〇〇番地
工事期間：	〇年〇月〇日～〇日
支払い条件	検収翌月末までに支払

【注文者】

株式会社〇〇〇〇
神奈川県〇〇市〇〇町〇〇番地
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

金額 ¥16,200,000

(消費税別途)

内訳を別紙とする場合は、
何に基づくか明記

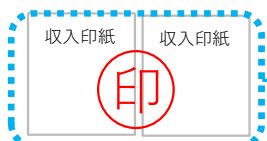
番号	品名	型番・規格	数量	単位	単価	金額	備考
1	設計費		1	式	100,000	100,000	※別紙明細書のと おり
2	設備費		1	式	11,000,000	11,000,000	※別紙明細書のと おり
3	工事費		1	式	4,550,000	4,550,000	※別紙明細書のと おり
4	諸経費		1	式	150,000	150,000	※別紙明細書のと おり
5	廃棄費		1	式	400,000	400,000	※別紙明細書のと おり
合 計						16,200,000	

【注文事項】

1. 請負者は～
2. 請負者は～
3. 請負者は～
4. 発注者は～
5. 請負者は～

補助事業に係る金額が確認できること。
(補助事業に関わらない追加工事等を含む金
額となっていないこと。手書き等の補足も不
可。)

「契約書」ではなく「発注書」と「注文請書」により契約文書を交わしている場合



印紙税法上、印紙が必要な場合は、印紙を貼った上で消印

2025年6月1日

注文請書 (例)

契約日を明記

株式会社〇〇〇〇 御中

下記の通りご注文をお請け致します。

【請負者】

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

神奈川県〇〇市〇〇町〇〇番地

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

工事件名： 照明器具更新工事

工事場所： 〇〇市〇〇町〇〇番地

工事期間： 〇年〇月〇日～〇日

支払い条件 検収翌月末までに支払

金額

¥16,200,000

(消費税別途)

内訳を別紙とする場合は、
何に基づくか明記

番号	品名	型番・規格	数量	単位	単価	金額	備考
1	設計費		1	式	100,000	100,000	※別紙明細書のと おり
2	設備費		1	式	11,000,000	11,000,000	※別紙明細書のと おり
3	工事費		1	式	4,550,000	4,550,000	※別紙明細書のと おり
4	諸経費		1	式	150,000	150,000	※別紙明細書のと おり
5	廃棄費		1	式	400,000	400,000	※別紙明細書のと おり
合 計						16,200,000	

【注文事項】

1. 請負者は～
2. 請負者は～
3. 請負者は～
4. 発注者は～
5. 請負者は～

補助事業に係る金額が確認できること。
(補助事業に係らない追加工事等を含む金額と
なっていないこと。手書き等の補足も不可。)

6 経費の内訳書類（記載例）

2025年6月1日

見積書

株式会社〇〇〇〇 様

補助事業に係る金額が確認できること。
(補助事業に係らない追加工事等を含む金額と
なっていないこと。手書き等の補足も不可。)

金額

¥16,200,000

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
神奈川県〇〇市〇〇町〇〇番地
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

工事件名： 照明・空調更新工事、配管補修

工事場所： 〇〇市〇〇町〇〇番地

納入期限： 〇年〇月〇日

見積有効期限： 3か月

内訳を別紙とする場合
は、何に基づくか明記

番号	品名	型番・規格	数量	単位	単価	金額	備考
1	設計費		1	式	100,000	100,000	※別紙明細書のと おり
2	設備費		1	式	11,000,000	11,000,000	※別紙明細書のと おり
3	工事費		1	式	4,550,000	4,550,000	※別紙明細書のと おり
4	諸経費		1	式	150,000	150,000	※別紙明細書のと おり
5	廃棄費		1	式	400,000	400,000	※別紙明細書のと おり
6							
7							
8							
9							
10							
合 計						16,200,000	

値引きがある場合は、値引き後の内訳金額を記載してください。
(「出精値引き」「端数値引き」など内訳が明確でない値引きについ
ては、全て対象経費から差し引くこと。)

備考

経費の内訳書類にて、下記の点が確認できるようにしてください。

- ・設計費、設備費、工事費、その他の費用の内訳
- ・補助対象外経費
- ・設備の型番、台数
- ・2種類以上の設備（LED照明設備と空気調和設備等）を導入する場合は、設備ごとの
経費の内訳

設備の型番、台数を記載

[illegible]

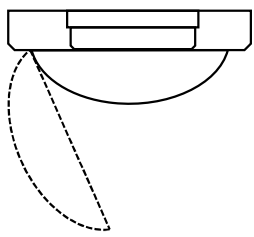
備考：

●注意点

- ・値引きがある場合は、値引き後の金額を記載すること。
（「出精値引き」「端数値引き」など内訳が明確でない値引きの記載がある場合は、事業計画書にて、すべて対象経費から差し引くこと。）

7 仕様書、カタログ（例）

組合せ品番	本体品番	ライト品番	定格電圧	定格		
				AC100V	AC200V	AC242V
ABCDEFGH	HIJ123456	LL789-0	入力電流	0.226A	0.134A	0.112A
			消費電力	26.3W	26.1W	26.1W



仕様書等の消費電力に基づき、
 排出量削減効果算定シートで
 削減効果を算定

図番	ABCDEFGH
〇〇〇株式会社	

照明の更新

項目	単位	更新前	更新後	削減量	削減率
年間消費電力量	kWh/年	0	0	0	0%
CO2排出量	tCO2/年	0.0	0.0	0.0	0%
光熱費	円/年	—	—	—	—
原油換算エネルギー使用量	kL/年	0.0	0.0	0.0	0%

※記入例シートをご覧の上、設備更新による削減量を算定してください。

機種別内訳																				
項目	メーカー・ 型番	消費電力 (a)	数量(n)	更新前				更新後				削減効果								
				日使用時間 (h)	年間使用 日数(d)	人感センサ等 (r1)	年間使用 時間(b)	年間消費 電力量(E)	CO2排出量 (C)	日使用時間 (h)	年間使用 日数(d)	人感センサ等 (r2)	年間使用 時間(b)	年間消費 電力量(E)	CO2排出量 (C)	電力削減量 (E-E')	原油削減量 (C-C')			
単位		W/台	台	時間/日	日/年	%	時間/年	kWh/年	tCO2/年	台	時間/日	日/年	%	時間/年	kWh/年	tCO2/年	kWh/年	kL/年	tCO2/年	
入力例	KKT08328	64.0	60	8	250		2,000	7,680	3.5	LED23-90	26.3	60	○	20	400	631	0.3	7,049	1.8	3.2

※数量 (n) の増加は意図認められません。

●凡例

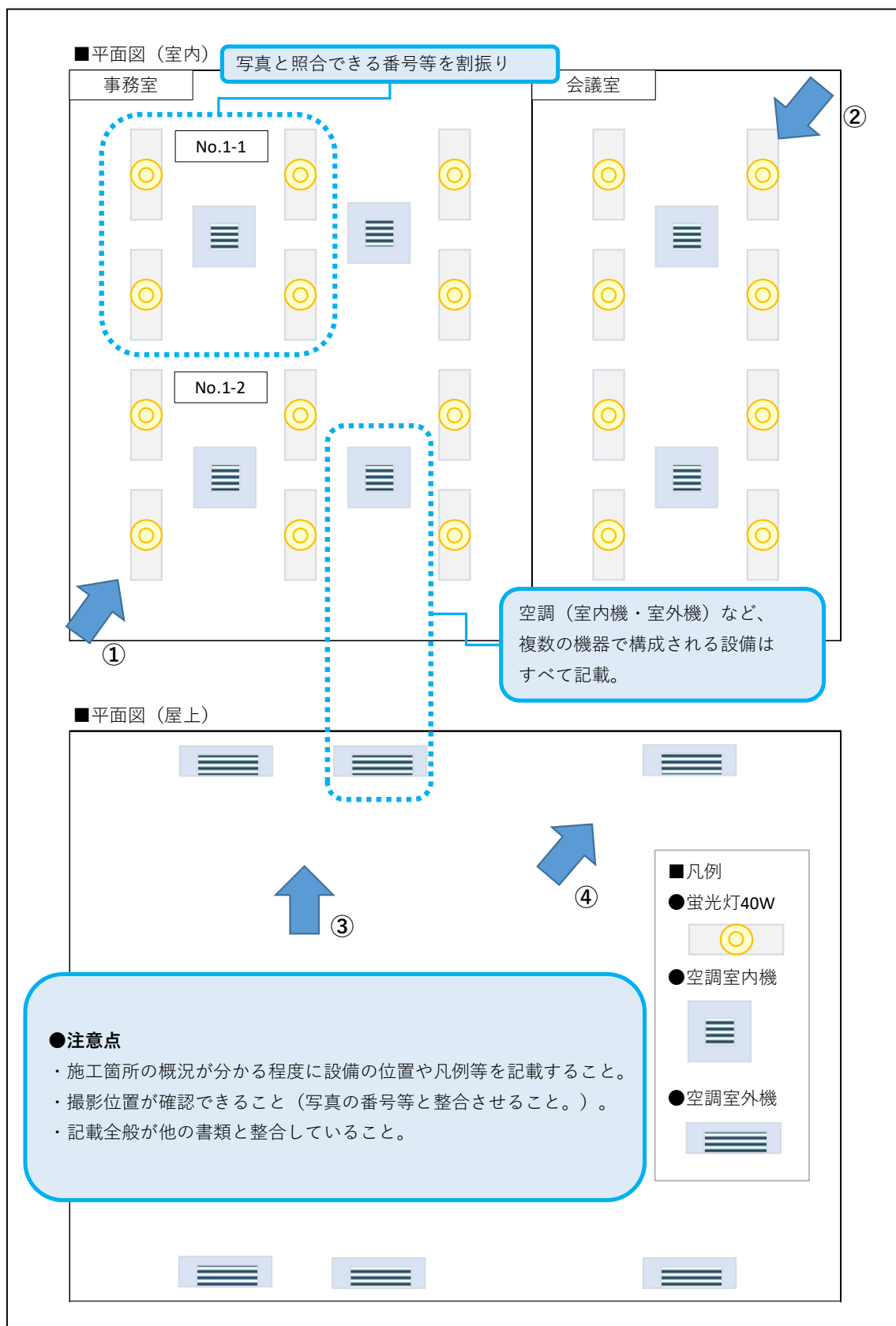
特記事項

数量の増減

年間点灯時間 (a=t×d×r1) 年間点灯時間 (a'=t'×d'×r2)
 年間消費電力量 年間消費電力量 (E=a'd'×n'×b'/1000)
 CO2排出量 (C=E×0.000457) CO2排出量 (C'=E'×0.000457)

削減効果算定シートの記入の詳細は、
 算定シートの「記入例」のシートを参考

8 図面（記載例）



9 実績報告書（第10号様式）（記載例）

株式会社〇〇〇〇

別表2 第10号様式（第13条関係）

神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金実績報告書

報告日（提出日）

2025 年 12 月 10 日

神奈川県知事 殿

報告者

郵便番号 〒 123 - 4567

交付申請書（申請時）と変わりがなければ、同様に記載
※変更がある場合は、登記事項証明書等を再提出の上で、変更後の内容を記載

住所

神奈川県 横浜市中区日本大通1

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

株式会社〇〇〇〇

代表取締役

神奈川

太郎

2025 年 9 月 1 日付け環総第 123 号で交付決定を受けた神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金に係る補助事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

交付決定通知（e-kanagawaで通知）された**決定日と番号**
※申請日等ではありません。

（補助金振込先）

口座名義人 ※通帳のとおり記載 してください	(口座名義人のカタカナ表記)						
	カブシキガイシヤマルマルマル カナガワ タロウ						
金融機関名	金融機関コード	1	2	3	4		
	名称	〇〇銀行					
店名	店番号	1	2	3			
	名称	〇〇支店					
預金の種類	普通						
口座番号	1	2	3	4	5	6	7

フリガナは大文字で記載
※不備例:カブシキガイシヤ

10 事業報告書（第10号様式別紙）（記載例）

別紙		株式会社〇〇〇〇	
プルダウンから選択		事業報告書	
1 申請者の概要			
事業者等の名称		株式会社〇〇〇〇	
代表者役職・氏名		代表取締役 神奈川 太郎	
所在地・住所		神奈川県	
かながわ再エネ電力利用認定事業者の認定の有無 ※認定を受けている場合は、認定日と認定証番号を記載してください。		あり 認定日 2023 年 5 月 30 日（認定第 999 号）	
かながわ脱炭素チャレンジャーの認証の有無 ※認証を受けている場合は、認証日と認証番号を記載してください。		なし 認証日 年 月 日（認証第 号）	
報告に係る担当者	部署名	製造部	
	氏名	〇〇〇	
	電話番号	〇〇〇 -	
	メールアドレス	〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇 . co . jp	
	報告に係る担当者は申請者の従業員等ですか。 （工事施工者の担当者などは認められません。）		はい
2 事業の概要			
補助事業実施場所	名称	株式会社〇〇〇〇 厚木工場	
	所在地	神奈川県 厚木市〇〇〇 〇一〇	
工事施工者		〇〇株式会社	
工事名		照明のLED化及び高効率空調機の導入	
事業着手年月日		2025 年 9 月 15 日	
経費の支払完了日		2025 年 12 月 1 日	
事業完了年月日 （補助事業に係る工事の完了日又は経費の支払完了日のいずれか遅い日を記載）		2025 年 12 月 1 日	
補助金交付決定額		4,966,000 円（税抜）	
事業に要した費用	着手：着工又は納品（納品書）の早い日付 支払：領収日（領収書、振込明細等） 完了：完工又は支払いの遅い日付	16,200,000 円（税抜）	
	うち補助	14,900,000 円（税抜）	
補助金所要額（精算額）※		4,966,000 円（税抜）	
他の補助金等の利用		あり プルダウンから選択	
エネルギー消費量の管理方法 （その他を選択した場合の管理方法）		毎月の検針票等で確認 管理方法：プルダウンから選択 ※その他を選択した場合は下欄に入力で記載	
※補助金所要額（精算額）は、交付決定額を超えることはできません			
（次頁に続く）			

3 補助事業による改善の概要と効果

No.	設備更新 又は 保守事業等	既存設備	更新後設備	削減効果
		型番及び台数	型番及び台数	排出量 (tCO ₂ /年)
1	設備更新	照明設備 蛍光灯40W：〇〇△△, 50台 水銀灯：〇〇◇◇, 20台	●●▲▲, 50台 ●●◆◆, 20台	7.0
2	設備更新	空調設備 □□△△, 10台	■●▲▲, 10台	26.0
3	保守事業等	既存設備の配管の保温又は空気漏れ若しくは漏水の防止 エア漏れ対策：エアコンプレッサー11kW, ▽▽△△, 1台		5.8
4	保守事業等	選択してください		
合計				

※全ての型番を記載できない場合は、台数の一覧表を添付してください。

※削減効果の根拠資料を添付してください（申請時から変更がない場合は添付不要）。

交付申請書（申請時）と変わりがなければ、同様に記載
 ※変更がある場合は、変更後の内容で削減効果を再算定した資料を再提出の上で、変更後の内容を記載
 ※変更によって削減効果3トン以上等の要件を満たせなくなった場合は補助金が交付されません。

（次頁に続く）

4 収支計画

大分類	費目 内訳	事業に要する 費用(税抜)	左記のうち補助 対象経費(税抜)	対象外経費
設計費(a)	設計費	100,000 円	100,000 円	円
設備費(b)	LED照明設備費、空調 設備費	11,000,000 円	10,500,000 円	500,000 円
工事費(c)	LED照明工事費、空調 設置費、エア漏れ修理	4,550,000 円	4,150,000 円	400,000 円
その他(d)	諸経費	150,000 円	150,000 円	円
撤去処分費(e)	蛍光灯・水銀灯処分費、 室内機・室外機処分費	400,000 円		400,000 円
合 計 (A=a+b+c+d+e) (①)		16,200,000 円	14,900,000 円	1,300,000 円
消費税及び地	事業計画書(申請時)と変わりがなければ、同様に記載 ※変更がある場合は、経費の内訳書類(見積書等)を再提出 の上で、変更後の内容を記載			A×10%、1 円未満 切捨て
総 計 (A+B)				見積書の合計額 (税込)と一致

<補助金所要額(精算額)の算出>

費目	金額
補助対象経費	14,900,000 円
補助金所要額 (かながわ再エネ電力 利用認定事業者 又は かながわ脱炭素 チャレンジャー : 〇)	4,966,000 円

※金額は、全て税抜きで記入してください。

※費目の内訳がある場合は、内訳の内容が分かる資料を別途添付してください。

※「出精値引き」、「端数値引き」など、内訳が明確ではない値引きについては、全て対象経費から差し引いてください。

※補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社から調達(工事等を含む。)する場合は、利益等排除して算出してください。

※補助金所要額(精算額)は、補助対象経費の1/3以内の額(1,000円未満切捨て)又は500万円(かながわ再エネ電力利用認定事業者又はかながわ脱炭素チャレンジャーの場合は600万円)のいずれか低い金額となります。

「①事業に要する費用(合計)」と収支が一致するよう予算額を記載

区分	予算額(税抜)	備考
自己資金	7,000,000 円	国や県内市町村(他の補助金)を受ける場合、 予定の補助額(最新)と補助金名称を記載
借入金	3,234,000 円	
県補助金	4,966,000 円	補助金所要額
国補助金		補助金名称:
県内市町村 補助金	1,000,000 円	補助金名称: 〇〇市省エネ設備補助金
合計(②)	16,200,000 円	①と一致

※国又は県内市町村の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち補助事業の経費に係る補助額を入力し、備考欄に当該補助金名称を入力するとともに、交付額が分かる書類を添付してください。

11 実施状況が確認できる写真（記載例）

プルダウンから選択

実施状況が確認できる写真

対象設備等

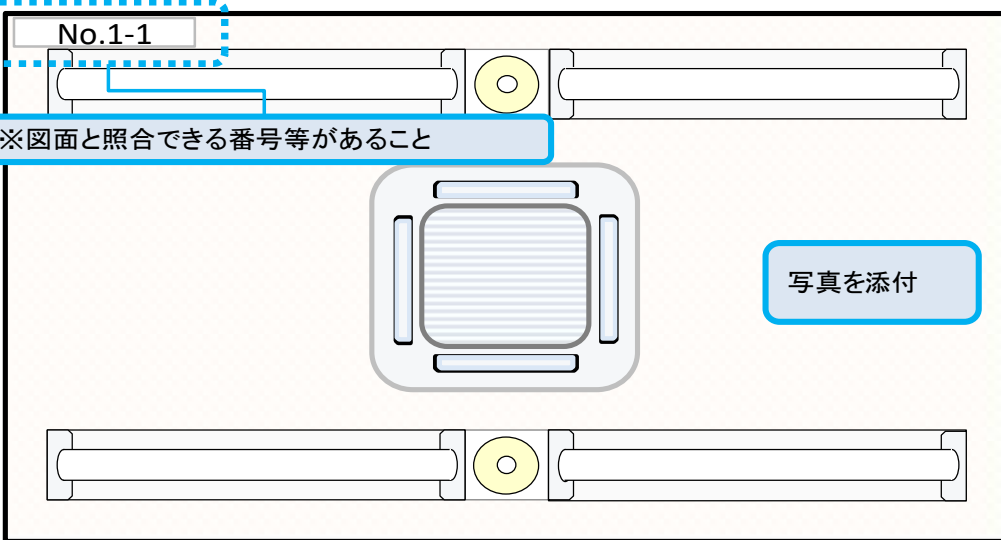
照明設備

※対象設備が複数ある場合や、現況写真の撮影箇所が複数あり、このシートのみでは足りない場合は、このシートをコピーしてください。

（実施場所の周囲 2 ～ 3 m 程度の状況が分かる写真を添付）

（撮影場所等：
事務室
）

No.1-1



※図面と照合できる番号等があること

写真を添付

（実施場所の周囲 2 ～ 3 m 程度の状況が分かる写真を添付）

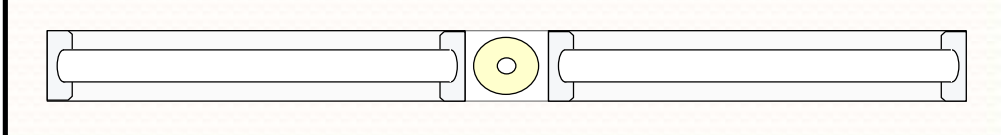
（撮影場所等：
事務室
）

■ 提出書類(3)「実施状況が確認できる写真」として必要なもの

- 設置場所の周囲2～3m程度の状況が分かるような、施工箇所の概況が分かる写真
例：オフィス内の蛍光灯を全てLED照明に更新した場合
- ・ 代表的な施工箇所（事務室や会議室、廊下、トイレ、等々）で、それぞれの照明の全体的な配置が分かる程度の写真を撮影

● 注意点

- ・ 撮影方向に関しては、画像内等に番号等を記載するとともに、図面にも同様に番号等を記載して、どの方向から撮影したのかが分かるようにしてください。



※この様式に画像ファイルを添付できない場合は、「別添のとおり」と記載の上、別途、写真を添付してください。

※撮影方向に関して、「撮影場所等」の欄や画像内に番号等を記載するとともに、図面にも同様に番号等を記載して、どの方向から撮影したのかが分かるようにしてください。

※番号等の記載に当たっては、交付申請時と同じ番号等を記載していただき、かつ、交付申請時と同じアングルから撮影した写真としてください。

12 納品を証する書類

番号	品番	商品名	数量	単位	備考
1	LED23630	LED高天井用照明300W（吊下用）	5	台	
2	LED23631	LED高天井用照明250W（吊下用）	10	台	
3	LED23632	LED高天井用照明250W（柱取付用）	15	台	
4	LED23633	LED高天井用照明150W（吊下用）	20	台	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合 計			50		

備考：

株式会社〇〇〇〇 様

申請者

申請者の工事名称等

工事件名： 照明・空調更新工事、配管補修

施工業者名： 〇〇株式会社

納入業者名： 〇〇株式会社

出荷日： 令和〇年〇月〇日

納品書

2025年9月15日

設備納品日（又は書面発行日）を明記

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇
 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇番地
 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

工事施工者

排出量削減効果等に記載している型番等と整合している証明を提出してください。
 ※設備の構成機器・器具・部品等の品番の場合は照合できない場合があります。

13 工事完了を証する書類

工事完了証明書

2025年11月30日

株式会社〇〇〇〇 様

〇〇株式会社
神奈川県〇〇市〇〇町〇〇番地
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

次の通り工事が完了いたしました。

件名	照明・空調更新工事、配管補修
工事内容	内訳明細参照（照明・空調更新工事、配管補修）
契約金額	¥17,820,000（うち消費税¥1,620,000）
工事場所	神奈川県 〇〇市〇〇〇 〇-〇
工期	令和7年9月15日 ～ 令和7年11月30日
完了日	令和7年11月30日
備考	完工日を明記

14 支出を証する書類の写し（例）

2025年11月30日

請 求 書

株式会社〇〇〇〇 御中

補助事業に係る金額が確認できること。
 （補助事業に係らない追加工事等を含む金額と
 なっていないこと。手書き等の補足も不可。）

請求金額 **¥17,820,000**

〇〇株式会社
 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇番地
 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

取引銀行
 〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座：0000000
 名義人：〇〇株式会社

番号	品名	型番・規格	数量	単位	単価	金額	備考
1	設計費		1	式	100,000	100,000	※別紙明細書のとおり
2	設備費		1	式	11,000,000	11,000,000	※別紙明細書のとおり
3	工事費		1	式	4,550,000	4,550,000	※別紙明細書のとおり
4	諸経費		1	式	150,000	150,000	※別紙明細書のとおり
5	廃棄費		1	式	400,000	400,000	※別紙明細書のとおり
6							
7							
8							
9							
10	消費税10%					1,620,000	
合 計						17,820,000	

納品書又は請求書のいずれかで、下記の点が確認できるようにしてください。

- 設計費、設備費、工事費、その他の費用の内訳
- 補助対象外経費
- 設備の型番、台数
- 2種類以上の設備（LED照明設備と空調設備等）を導入する場合は、設備ごとの経費の内訳

領 収 書

株式会社〇〇〇〇 様

¥17,820,000

上記の金額正に領収いたしました

収入印紙
収入印紙



〇〇株式会社 

神奈川県〇〇市〇〇町〇〇番地

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

2025年12月1日

領収日を明記

支払額（補助事業に係る金額）が確認できること。

印紙が必要な場合は印紙を貼った上で消印

〇〇銀行

振 込 明 細

口座名義人 株式会社〇〇〇〇 様

支店 〇〇支店

口座 普通預金 0000000

引落口座 〇〇支店 普通預金 0000000

依頼人名 カ) 〇〇〇〇

振込指定日 2025年12月1日

印刷日時 2025年12月2日 12:00:00

照会対象 〇年△月△日

振込指定日以降に作成（出力等）されたものを提出してください。

（指定日以前に作成されたものは、振込未完了時点のため不可。）

勘定日	種別・取引状況	振込先口座	取引金額
〇年△月△日	振込	△△銀行	支払金額
〇〇時〇〇分〇〇秒	完了	△△支店	17,820,000
		普通 1111111	手数料
		〇〇（カ	¥550

本補助金に関するお問い合わせ先

【事務局（委託先）：エヌエス環境株式会社】

電話 ０５０－２０３０－２７１４

（土曜日、日曜日、祝日を除く、９時から１７時まで）



◆申請書類等のダウンロードはこちらから◆

中小企業省エネルギー設備導入費等補助金ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/shouenesetubihojokin.html>

脱炭素全般に関するお問い合わせ先

◎カーボンニュートラルワンストップ相談窓口

電 話 ０４５－６３３－５００２

（土曜日、日曜日、祝日を除く、９時から１７時まで）

メール carbon@kipc.or.jp

相談内容

- ・ 脱炭素に関する支援策や補助金の案内
- ・ 設備の導入に係る資金調達方法の相談
- ・ 企業の脱炭素化へのサポート

※ （公財）神奈川産業振興センターのカーボンニュートラル支援アドバイザーがお答えします♪